

資料紹介

宜野湾御殿関係資料について

田口 恵

伊良波賢弥

はじめに

宜野湾御殿（ジノーンウドウン）は、琉球最後の国王尚泰の次男である尚寅（宜野湾王子朝廣）を始祖（タチクチ）とする王族（近代では華族）である。二〇二二年、嫡流の尚邦男氏のご厚意により、資料の閲覧と複写をさせていただいた。また、二〇二三年には尚邦男氏の母・尚静子氏にお話をうかがう機会をいただいた。本稿では、全資料の概略と、宜野湾御殿の沿革を知る上で特に重要な「記録」を中心に紹介する。

一、宜野湾御殿資料の概要

今回の閲覧、複写した宜野湾御殿関係資料は以下の十二点である【表1】12頁。

①宜野湾御殿に関する記録

1 「記録」については、後述するため省略する。

2 昭和二十年二月十五日には尚琳、妻ツルは熊本県へ疎開する。その疎開前後の尚琳家にかかる財産の収支をまとめて記録したものであろう。

②予算に関する記録

3 5 明治三十九年から四三年「歳入出予算書」は、尚琳男爵家の家計状況が年サイクルで確認できる。

6 昭和七年の会計係による受払帳簿。これも3 5と同様に家計状況が確認できる。

7 昭和八年に日本勧業銀行より借入金に関する書類。

8 昭和十四年から十九年にかかる尚琳家の金禄公債および資産台帳。

③財産に関する証券通帳関係

9 11 戦中から戦後にかけて尚琳及び尚義清家が当家の財産として受け継いできた金券証券書類である。

④宜野湾御殿の邸宅図面

後述するため省略する。

二、「記録」の概要

宜野湾御殿の「記録」は、初代当主の尚寅（一八六六年生）一九〇五年没）、二代目の尚琳（一八九一年生）一九六三年没）、三代目の尚義清（一九二二年生）二〇〇一年没）の経歴が時系列に記載されている。年代は、明治元年（一八六八）の尚寅の子守

役である豊見山安春の任職から昭和二〇年（一九四五）の尚琳と妻のツルの熊本県への疎開までの約七七年間となっている。

宜野湾御殿の家の歴史を書き記したものに、『宜野湾御殿の墓及び墓域修理工事報告書』がある^{（注）}。これは、宜野湾御殿の墓が那覇市の文化財に指定された際に真栄平房敬氏がまとめたもので「家譜（稿本）」に収録されている。この真栄平氏の「家譜（稿本）」は、今回取り上げる「記録」が確認できたことにより、二点の資料からの引用であることがわかった。一点は、当該資料の「記録」ともう一点は、東恩納寛惇が『尚泰侯実録』を編纂するために諸書から書き抜いた「史料稿本」である。それを、真栄平氏は引用して「家譜（稿本）」を作成した。

では、その「記録」の内容を確認すると以下四項目が中心に記述されている。

一つめは、当然のことながら、当主である尚寅、尚琳、尚義清の経歴である。

二つめは、「明治元年辰二月朔日、思樽金王子御屋嘉豊見山親雲上に仰せつけの事」に始まる家政職の事項である。その任職および退職を記述している。

三つめは、宜野湾御殿の邸宅の変遷である。後述するが、宜野湾御殿の邸宅は首里の桃原↓赤平↓当蔵へと変遷している。また当蔵の邸宅においては、昭和十三年に行われた邸宅の修築工事と祝宴の様子が詳細に記述されている。

四つめは、宜野湾御殿の土地財産所得と売買状況である。その土地は邸宅を含め小作地などの所有状況が確認できる。ただし、今回はこれについてはふれなかった。

以下、三項目を中心に三、「当主の経歴と家政職の任職及び『記録』の記述時期」（田口）、四「宜野湾御殿の邸宅の変遷」（伊良波）が述べる。

三、当主の経歴と家政職の任職及び「記録」の記述時期

「記録」の記述は、当主の経歴と家政職の任職が中心である。

以下、その当主の経歴と家政職の任職日付と役職名及び人名を表にしてみた【表2】13・14頁。ただし、「記録」は、明治一九年から二三年は書面紛失と明治三九年から大正四年では別冊記録とあり一部不明の期間がある。

まず、この表からみえることは、当然のことながら、当主たちの経歴である。初代の尚寅は明治十年に宜野湾地頭職の任職、明治十二年の廃藩置県をうけて尚泰に伴い東京へ随行。明治二九年に華族に列せられる。その後、明治三十年には、宮内省より整理公債として七千円を御下賜される。明治三四年の尚泰薨去により、東京より帰省。首里赤平に閑居。明治三八年に逝去。従四位となる。

二代目の尚琳は明治三八年の尚寅死去に際し家督と爵位を相続。大正十年の首里市議会上院議員の当選。大正十二年には、尚昌薨

御のためご上京。昭和十七年には、従三位に列せられる。

三代目の尚義清は、大正十一年の出生の記録。昭和十八年の婚姻及び学徒入営などの記録である。ただし、この時点で正確に言えば義清はまだ家督を継いでいない。

次にいえることは家政職の変遷である。

明治元年の尚寅の初代の御屋嘉（子守役）である豊見山安春から始まりその後、明治三年に尚寅のお側遣として上間里之子正蕃に任命される。明治八年に尚寅は、宜野湾間切の総地頭職及び知行高三〇〇石を付与された^{注2}。そのことにより御物大親の譜久村安品、大親筆者二名、庫理役人一名、同仮役一名、勘定人二名が尚寅に就くこととなる。それから、昭和十九年の尚琳家における宮里マカトの退職まで家政職の記述である。

この家政職の変遷でいえることはその名称である。明治元年の尚寅の「御屋嘉（オヤカー）」、明治三年「御側遣」、明治十二年「大親」といった近世琉球国における御殿家の家政職の名称が大正九年には「給仕」「事務員」といった近代の家政職の名称に変化していることである。

これについては、尚王家が華族尚家へと変化していく状況が家政職の変遷を追うことで確認できている^{注3}。同じく宜野湾御殿においても男爵家に変遷していくことが家職名によりわかる。

ちなみに、尚本家においては、財政ひっ迫により本家の「御改革」が行われ、それに伴い家政職の減員が図られた。その際の「御改革」には職員の職務規定が含まれていた。

では、宜野湾御殿における家政職の職員規定はどのように進められていったのだろうか。そのきっかけは、大正八年に御本手方加勢の伊志嶺朝敦が死去したことによる（以下その部分を引用する）。

一、大正八年末一月二日伊志嶺朝敦死去に付、御香奠一件相伺候処、先づ以て至急ヲ要シ候分金五拾円丈は、早々御合力致且当邸家職は何れも先代の時より数十年勤続。殊に方今の時勢に従ひ死亡給与退隠料等も適宜方法を講じ規定に致可と存候間、官庁又は尚侯爵邸家職御取扱の例規等聞合申上候様仰下候事。

一、同年四月某日、右に付、首里市役所吏員退隠料死亡給与の規定、侯爵邸職員御取扱の次第等聞合申上候処、夫々御参考被遊、当家に於ても爾後退職又は死亡の方は其時の月給半額を勤年数に掛け計算し給与致候方に規則相定候様尤も伊志嶺は幼年より介守の情状特別に候間、右規定に拘らず尚、金貳百円を給じ先月の合力金五拾円に合算。都合貳百五拾円被成下候段仰被下候事。

（註）当主尚琳の伝育者として功ある伊志嶺朝敦の死去に際し是迄の死亡退職給与規定が余りに旧式で時代に適せず、功労ある者に酬ゆる道でない事が具体的に立証されたので、当主は早速尚侯爵家や市役所の規定を参照して此規定を作る様に命じ今日の規定が出来上ったわけである。（引用は、旧漢字を新漢字に改めた。また、句読点も適宜付した。以下同）

語注によれば、これまでの家政職員に対する死亡退職金規定が

旧式で時代にそぐわないためにその規定を改めたとし、それは尚侯爵家や首里市役所を参考に作成したとある。

つまり、これまでの家政職の待遇が悪かったためにそれを改善するために規定を作成した。それに加え、伊志嶺に対しては幼年より当家に功績があつたため、規定に依らず給付金を与えている。

その後、大正十一年には具体的に以下のような職員待遇規定が成立することとなる。

職員待遇規定現在

一、家扶 壹名

一、家従 貳名

家従以上を重役とす

重役ノ職務ニ関スル規定

重役ハ担当事務ノ外当家ノ重要会議ニ列席シ且ツ重役二人

以上ノ発議ニヨリ重要会議ヲ起ス事ヲ得

重役ノ待遇ニ関スル規定

重役ハ当家ノ祭事（清明祭、美紙、盆祭）ニ拝礼シ又

当家ノ内祝ノ小宴ニ主人同座列席スル事ヲ得

事務員職務に關スル規定

一、事務員 四名

内会計見習員 壹名 庶務 参名

事務員職務ニ関スル規定

各自担当事務ヲ司ドルヲ以テ職務トス

事務員待遇ニ関スル規定

事務員ハ当家ノ祭事（清明祭、美紙、盆祭）ニ拝礼

シ又当家ノ内祝ノ小宴ニハ主人別座ニテ酒宴ヲ行フ

以上

大正十一年十一月十日

この規定からみえることは、家扶や家従を重役とする役職を新たに設置すること。かつ、当家の重要会議に出席、発言を認められること。また、家の祭事である清明祭、美紙（ウンチャビ・彼岸のこと）、お盆に拝礼を行えること。当家の小宴に主人と同席でできることといった祭事の際の列席を示している点である。

この職員規定は、具体的な給与や待遇を示したものではなく、家の会議や祭事拝礼に関するものである。特に重役である家扶や家従は家に対する意見が発言できる位置にいた。

宜野湾御殿では、これらの職員規定から家政職員に対し実質的な待遇面を含めて丁寧な扱いが行われていたことがわかる。

①「記録」の記述時期

では、この「記録」の記述がいつ作成されたかという問題がある。「記録」の表紙には中央にタイトルが記され、左端下には「尚琳家」との記述がある。そのことは尚琳の時代にこの「記録」ができたことが分かる。またこれ以外にも「記録」の記述にはいくつかの

語註が付されており、そのことから確認することができる。

尚寅の事項である「宜野湾間切惣地頭職并知行高三百石尚氏思樽金王子朝廣へ給事」の語註として「御間切」は、「領地」。
「御知行」は「禄高」。「宜野湾間切」は「今日の宜野湾村」として
いる。

この記述から同時代に筆者されたものではなく、ある一定期間の
時が経ていることが分かる。

そしてこの語註から「記録」の記述時期が限定できる。それは
「明治十八年酉六月朔日に御本手御物構加勢の山里子に仰付候事」
の註による。それには、「山里子（現在の家扶山里朝由の事 当地
御本手御物構加勢と称し会計の下役に入る）」とある。そのことに
より現在の家扶である山里朝由の任職を確認すると、その任職は、
大正十三（一九二四）年、退職が昭和十四（一九三九）年である。
それにより、その記述期間が限定できる。

四、宜野湾御殿の邸宅の変遷

宜野湾御殿の邸宅は、明治八（一八七五）年三月七日に国王尚
泰から桃原の屋敷地を下賜されて以来、首里の桃原↓赤平↓当蔵
と二度の転居を経て、さらに当蔵では昭和十三（一九三八）年に
改築が行われた。

「記録」のうち、邸宅に関する記事で最初に確認できるのは、明
治十三（一八八〇）年に首里役所に提出された「所有地届」である。

なお、この記述から、明治八年に分家の下準備として屋敷地を下
賜された後、一八七八（明治十一）年八月十九日に安仁屋政良から
も別の土地を購入したことが窺える。【史料A】

また、明治八年に下賜された屋敷地の内訳については、桃原村
の屋敷を、尚寅の弟・尚順（松山王子朝明）に譲渡する時の記事
から知ることができる。屋敷は尚順が尚泰から「拝領」した。「申
二月七日」とあるので、尚順の「拝領」が決まったのは申年の明
治十七（一八八四）年と推測できる。この記述により、桃原村の
邸宅は宮平親雲上の屋敷に加え、浦添御殿や玉川御殿の風水山一
帯の土地だったことがわかる。【史料B】

尚順への譲渡に伴い、宜野湾御殿は新たな屋敷を探すことにな
り、明治二十三（一八九〇）年、赤平村の内間親方から購入する。よっ
て、松山御殿に実際に譲渡されたのは、赤平の邸宅に仮移転する
明治二十三年八月十三日以降になる。【史料C】

ちなみに、尚順は桃原の屋敷を「拝領」するも、住み始めるま
では時間を要したと思われる。明治三十二（一八九九）年から
同三十六（一九〇三）年の住所は、大中一（中城御殿の住所）になっ
ている。^{注4}明治三十八（一九〇五）年頃の真子との結婚で、真子
の生家（伊是名殿内）を譲り受けるに至って、桃原に松山御殿を
構えたようだ。なお、伝承によれば、尚順は伊是名殿内に隣接す
る湧川殿内の屋敷も買い入れたという。これによって、湧川殿内
ゆかりの佐司笠樋川も松山御殿の邸内に含まれた。

一方、赤平に転居した宜野湾御殿は、明治二十六（一八九三）

年十一月に親泊子から「屋敷」一七五坪、明治三十七（一九〇四）年に宜野湾御殿の邸宅に東隣する小那覇から「屋敷畠」五六一坪と「郡村宅地（普通の宅地）」二〇〇坪を買い入れて拡大する（「記録」）。尚寅は、明治三十四（一九〇一）年の尚泰の薨去に伴い、東京の尚侯爵家から帰省して赤平に閑居したので、明治三十七年の購入は邸宅の機能拡充のためと推察される。また、明治三十六年八月七日（旧六月十五日）には、「國場様」（國場御殿。尚泰の姉）の神位が円覚寺より移徙された。よって、この時から宜野湾御殿に「御神檀」「壇」（グシンドン）が設けられたことになる。

赤平の邸宅に関する資料は少ないが、高知県出身の教員・稲垣小新は明治三十五（一九〇二）年の「尚寅氏の邸宅」（宜野湾御殿）の様子について、「有名なる庭園を有する宏壮なる御邸」、「自然の丘陵を取りいれて築山とし、彼の地特産の巨樹珍草を配したる御庭」などと宜野湾御殿の庭園を評している（注5）。赤平への転居から十二年の間に作庭されたのか、既存の庭園があったのかは不明だが、後者とすれば内間親方以来の庭園と思われる。

明治三十八年四月に尚琳が家督を相続した後、明治四十四（一九一）年には末吉にある具志頭御殿の墓を購入し、尚寅の洗骨にあわせて移葬する。また、この頃、赤平から当蔵の伊江御殿の屋敷に移転する（注6）。当時、伊江御殿の伊江朝助は、沖縄民報社の経営不振で経済的に不安定だった（注7）。伊江御殿への転居は、伊江御殿出身の尚寅の室・大山御殿の意志によるものといわれる（注8）。さて、当蔵の邸宅の資料には、鎌倉芳太郎の撮影した写真数点

が知られているが、今回、新たに邸宅の「図面」が確認された【図版1】15頁。「図面」は戦後、尚琳の継室・ツルの記憶をもとに、尚義清・静子氏の息女・節子氏が作成したものである。尚静子氏によると、作成の契機は伊江御殿出身の伊江朝雄からの依頼だったという。宜野湾御殿（旧伊江御殿）の全体像を伝える唯一の資料であり、現存する古写真とあわせて知ることができる。

ただし、この邸宅は昭和十三年に改築される。「記録」によれば、当時の建物は三五〇余年を経ていて、「風通シ」や「採光」の具合が悪く、「保健衛生上不適當」だったため改築したという。この工事では、工事委員に安次富寛容、工事顧問に知念朝正、大工統領に玉城仁王（仁應）があたった。工事顧問の知念朝正は、昭和十一年〜十二年の守礼門修理にも携わった「宮大工」である。屋号は神里（カンザトウ）で、伊江御殿の分家筋といわれるので、宜野湾御殿に移る前からこの邸宅に関わっていたと思われる。改築は昭和十三年三月二十八日の「手立式」（ティンダティ）に始まり、すべての作業を終える翌年の三月三日の「改築落成御祝儀」まで、約一年を費やして完成にこぎ着けた。「記録」にある一連の工程や儀式の様子から、宜野湾御殿の邸宅の間取りだけでなく、建築儀礼の内容や尚琳の交際をも窺い知ることができる。【史料⑩】

むすびに

宜野湾御殿関係資料の主に「記録」について報告を行った。その記述から宜野湾御殿における家政組織及び邸宅の変遷を確認す

ることができた。また、首里当蔵の邸宅についてはその修築工事や祝宴に関する状況も確認できた。これ以外の資料に關しても尚琳男爵家（宜野湾御殿）の經濟狀況が確認できる資料もある。このような資料を今後検討していくことで近代沖縄の華族の動向がうかがえるのではないかと思われる。今後の課題としたい。

引用史料

【史料①】

同年「明治十三」十月首里役所より達に依り左の通り桃原村役場を経て届書差出候事

所有地届

一、屋敷地 九百七拾九坪二分四リ七毛九シ五十

右明治八年亥三月七日旧藩主より譲受

首里桃原村

一、屋敷地 百拾七坪

右ハ明治十一年寅八月十九日儀保村九十四番地安仁屋政良ヨリ買受

右通売渡候儀相達無之候

首里儀保村九十四番地士族

売主 安仁屋政良

右通宜野湾朝廣所持ニ相達無之候也

明治十三年十月

持主宜野湾朝廣上京ニ付代理

首里儀保村百五十一番地内

第一号士族

譜久村安品

首里桃原村五十四番地士族

朝廣親戚 玉川朝常

首里役所

【史料②】

此下四條松山御殿へ拝領御「被力」仰付候付申二月七日彼御殿大親渡名喜親雲上請取書表差上候段在東京豊見山親雲上迄申越候事

御屋敷坪高〆

宮平親雲上より御買入差上表

一、屋敷四百七拾八坪七分五厘

浦添御殿より御買入右同

一、同式百七拾坪七分五厘

内百式拾坪風水山

御同所より御買入証據表

一、同拾壹坪四分九厘七毛九シ五

玉川御殿より御買入ノ内

一、同式百拾八坪式分五厘

同八拾四坪四分九厘村風水山

【史料③】

一、明治二十三年寅二月赤平村五十七番地家屋敷内間親方より左の通御買入相成候事

一、屋敷千拾八坪式分五厘

一、建物貳百七坪七分五厘

右代金參千円にて御買入

一、同年旧八月十三日仮移転被遊候事

【史料①】

当家ノ建物ハ古ク年数三百五十余年ヲ経タル頗ル古式ノ建築ニシテ風通シ採光ノ具合悪シク保健衛生上不適當ナルヲ以テ今般改築仰付ケラレ建坪数モ現在ノ百九十余坪ヲ百三十余坪ニ縮少設計セラレ昭和十三年三月二十八日ノ吉日ヲ撰ビ手立式ヲ挙行セラル時間ハ午前十時同日午前九時御神檀ヲ当分ノ間新御殿ニ御安置ノタメ御移転申シ上グ

一 昭和十三年五月一日

本日午後五時柱立及ビ棟上ノ儀式ヲ挙行ス

左ノ御品ヲ供ヘ卯、子ノ方向ヘ向ツテ大工総代玉城仁王礼拝ス

記

- | | | | |
|------|----|------|----|
| 一、扇子 | 二本 | 一、昆布 | 三八 |
| 一、筆 | 二本 | 一、炭 | 三切 |
| 一、墨 | 二本 | | |

一、白紙 二帖

一、御神酒

一、御米 九合

一、錢 七錢

一、麻苧

一、塩

昭和十三年五月七日

好天続キト大工ノ熱心ニ恵マレ工事意外ニ進捗ス 依ツテ明八日ノ葺日ノ御祝ヲ一日繰上ゲ本七日ニ挙行セラル 十二時ニ葺肴トシテウンプシニ御飯ヲ一同ニ振舞フ 晩時間後七時卅分頃ヨリ大工瓦葺工人夫一同ヘ御祝トシテ簡單ナル会席ヲ振舞フ 席上蓄音器ヲ持ち出シカギヤデ風節ヲ三度演奏ス 九時半頃一同散会ス

五月八日

本日ハ葺日ノ日ナリ午後一時半瓦葺大工仲松三郎薨ノ上ニ御供物（柱立ノ時ト同様）ヲ供ヘ祈願スコレヲ以テ葺日ノ儀式終了ス

六月廿八日 本御殿工事落成ス但シ御玄関及ビ応接間ノ一部工事残ル

六月廿九日 午後五時半御神檀ヲ御移転申上グ

本御殿工事落成首尾御祝トシテ簡單ナル美御茶請ヲ御神檀ニ差上グ

晩ハ落成兼慰勞ノ意味デ大工瓦葺工塗工人夫一同ヲ辻ニ招待シ祝宴ヲ張ル

七月三日	本御殿工事落成シ一段落ツキシニヨリ工事顧問知 念朝正ニ御品料トシテ金貳拾円 大工統領玉城仁 応ニ金拾円被下ル	八月卅一日	工瓦葺工及ビ人夫一同へ簡単ナル会席ヲ振舞フ 御火神仮御台所ヨリ本御台所へ御移転申上グ
七月十二日	御玄関及ビ応接間ノ工事落成ス	九月十八日	御台所落成ニ付本日仮御台所ヨリ本御台所へ移転 シ炊事一切ヲ行フ
七月十三日ヨリ十四日十五日十六日ノ四日間盆ニ付工事休業ス		昭和十三年	
七月十九日	午前十時御火神ヲ仮御台所ニ御移転申上グ 御床及ビ關帝聖君ヲ本御殿大広間御床ニ御移転申 上グ	九月廿三日	御内原落成ス 御内原ノ一部移転ス 但シ御二階ハ完成セズ
	本日ヨリ御内原取毀工事始ム	十月八日	本日新御殿ノ一部 四畳半 便所 廊下 湯殿ノ 取毀工事ヲ始ム
七月廿四日	本日午後七時御内原取毀全部終了ス	十月十八日	本日ヨリ新御殿八畳間六畳間ノ移転工事開始ス
		十月廿日	沖繩神社祭ニ付工事休業ス
今回ノ工事ニ関シテハ御玄関土間ノモザイックタイル張り及ビ応接 間ノ模様設計ニ関シテハ専ラ事務員山里朝安ノ考ヘヲ取入レタリ		十月廿二日	本日晩迄ニ新御殿移転工事終了ス
		十月廿四日	新御殿後ノ御座八畳六畳ノ柱立ヲ行フ
		十月廿九日	本日ハ新御殿葺日ナリ晩ハ葺肴トシテウンプシニ
七月廿六日	本日御内原設計図決定ス		御飯及ビ簡単ナル会席ヲ一同ニ振舞フ
八月廿日	本日ノ吉日ヲトシ御内原柱立ノ儀式ヲ行フ（但シ 形式ニ柱四本立ツ）	十一月廿四日	前ノ事務室 宿直室 下代部屋ノ設計図本日決定 ス
八月廿三日	本日総柱立ヲ行フ	十二月八日	御二階落成 新御殿後ノ二御座落成
七月廿二三日頃ヨリ降り出シタ雨ハ殆ンド毎日降り続キ八月ニ入 リテモ止マズ為メニ工事モ予定ノ如ク進捗セズ甚ダ遺憾ノ至リナリ		十二月十一日	本日午後五時御床并ビ關帝聖君ヲ御二階ニ御移転申 上グ
八月廿五日ヨリ晴レ上ル		十二月十二日	前ノ柱立ヲ行フ
八月三十日	本日ハ御内原葺日ノ御祝ナリ十二時ニ葺肴トシテ ウンプシニ御飯ヲ一同ニ振舞フ晩ハ御祝トシテ大	十二月十五日	本日ハ前葺日ナリ葺肴トシテ十二時ニ大工及ビ人 夫一同ニウンプシニ御飯ヲ振舞フ

十二月三十日 年末ニ付本日ヨリ一月五日迄工事休業ス

都合ニヨリ一日繰上げ一月五日ヨリ工事始ム

昭和十四年一月五日 本日ヨリ工事開始ス

一月十三日 前ノ事務室 宿直室 下代部屋 玄関 本日全部

落成ス

但シガラス障子 御玄関ノ格子戸等ノ製作残ル

昭和十四年一月三十一日

ガラス障子 御玄関ノ格子戸製作及ビ各所ノ小修繕モ終リ間堂ノ
建合ハシヲナシ本日無事総落成ヲナス

午後五時一同記念撮影ヲ行フ大工一同并ビ二人夫其レニ工事従業
員 工事委員安次富寛容氏 工事顧問知念朝正氏モ加入ス晩ハ落
成慰労宴ヲ催ス盛会ヲ極メ午後十時頃散会ス

落成御祝儀ハ総御首尾ノ御祈願等ヲ終エ改メテ御日取ヲ決定ノ上
召行ハセラル、由

尚ホ大工并ビ人夫 工事顧問 工事委員ニ左記之通り御品料被下

〔略〕

昭和十四年二月九日

改築工事モ全部落成セシニヨリ残余ノ古材木及ビ障子戸 古板
丸太等其々必要ノ分ダケ残シ残余ハ御売却ノ方針ニテ古材木価額
鑑定協議会ヲ行ハセラル統領玉城仁應 工事顧問知念朝正 工事
委員安次富寛容 会計主任山里朝安立会ヒ其々価額決定ニツキ協

議ヲナシ午後七時頃散会ス

改築後残余ノ古材木 古板 古瓦 古釘売却代

総計金壹百八拾九円七拾錢也

二月十二日

本日午前十時御不動ヲ御殿ノ西方ニ御移転申上グ

二月十三日

落成後ノ総片付ケモ済ミタルニヨリ本日ヨリ大工

玉城仁應 玉城亀十兩人引取ル 大工ハ二月十二

日迄出勤ス

二月十四日

御殿落成ニ付総御首尾ノ拝ミ行ハセラル

二月十五日

改築工事中久シク閉門セシ御本門ハ工事落成シ其

後片付ケモ済ミ昨日総御首尾ノ拝ミモ終了シタル
ニヨリ十二ヶ月振りデ本日ヨリ開門サル

三月三日

改築工事ノ後片付ケモ済ミ総御首尾ノ拝ミモ終了

シタルニヨリ本日ノ吉日ヲトシテ改築落成御祝儀
ヲ行ハセラル午後六時ヨリ御客ヲ御招待申ス

当日ノ御膳部ハ左ノ如シ

一折 カステラ カマボコ 小天ぶら ミノダル 昆布巻

樺牛芳〔莠〕 青天水寒 花生丸 花いか

一小皿（カラシ汁） 伊江小へ注文

一小皿（ドロワカシー）

一小皿（アーサイリチ） 伊江小へ注文

一小皿（砂糖豆）

一小皿（ヌタウサチ）

一小皿（酢ノリ・ユバ・玉子 味噌〔噌〕ジ）

一御吸物 ソーメン吸物 中味吸物

一御飯 御汁（細豆腐） 筍〔筍〕寒（御小煮）

御皿（カチ合へ）

以上一番御客

二番御客膳部

一折 カステラ カマボコ テンプラ ミノダル 昆布巻

樺牛芳〔莠〕 青天水寒

一小皿（ドロワカシー） 一小皿（昆布イリチ） 一

小皿（砂糖豆）

一小皿（ヌタウサチ） 一小皿（酢ノリユバ玉子味噌〔噌〕ジ）

一御吸物 ソーメン 中味吸物

一御飯 御汁（細豆腐） 御筍〔筍〕寒（御小煮）

御皿（カチ合へ）

改築御祝ニ付御招待御客一番二十七名

尚順殿^欠 玉城尚秀殿 尚時殿 佐久眞正文殿

豊見城朝昂殿 大里朝直殿^欠 大城朝康殿 楠見長榮殿

平良正殿 栗國永傳殿 桑江朝紀殿 古波倉正榮殿

知念朝太郎殿 知花朝申殿 城間朝教殿^欠 比嘉重徳殿

^欠金城嘉和殿^欠 大城昌宏殿 伊江朝幹殿 伊江朝佐殿

金武良明殿 勝連盛英殿 伊豆見元永殿^欠 尚謙殿

尚信殿^欠 護得久朝章殿 眞玉橋朝信殿

一番御客接待係嘉手苅貞徳

二番御客 大工及び人夫

二番御客接待係 安次富寛容 知念朝正

御本邸改築費

総計金壱万壱千六百五拾九円五拾六銭也

注1 眞榮平房敬「宜野湾御殿」『宜野湾御殿の墓及び墓域修理工事報告書』宜野湾御殿の墓及び墓域修理工事報告書

委員会（編） 尚義清 一九八三

注2 「記録」では、「明治十年に」宜野湾間切総地頭職及び知行高三〇〇石を付与されるとあるが誤りであるため訂正した。

注3 鈴木悠「尚家文書」所収の近代資料について「近代尚家の家政改革にかかる史料を中心に」『歴史研究』六〇号 大阪教育大学歴史学研究室 二〇二二

注4 尚順は明治三十六年時点でも中城御殿に居住している（人事興信所（編）『人事興信録』人事興信所一九〇三）。なお、この時の室は、豊見城盛和の娘。伊是名朝睦の娘とはまだ結婚していない。

注5 稲垣小新「沖縄時代と其の後」『中城桃園』土佐史談会（編）土佐史談会 一九二五（二二頁）。

注6 管見の限り当蔵の住所の初出は、高島剛（編）『華胄大鑑』日本の貴族社 一九一三（七七六頁）。

注7 川平朝中「男爵伊江朝助小伝」『伊江朝助先生を偲ぶ』伊江朝助顕彰会（編）伊江朝助顕彰会 一九六四（二一九～二二頁）。

注8 前掲（注1）（五六頁）。

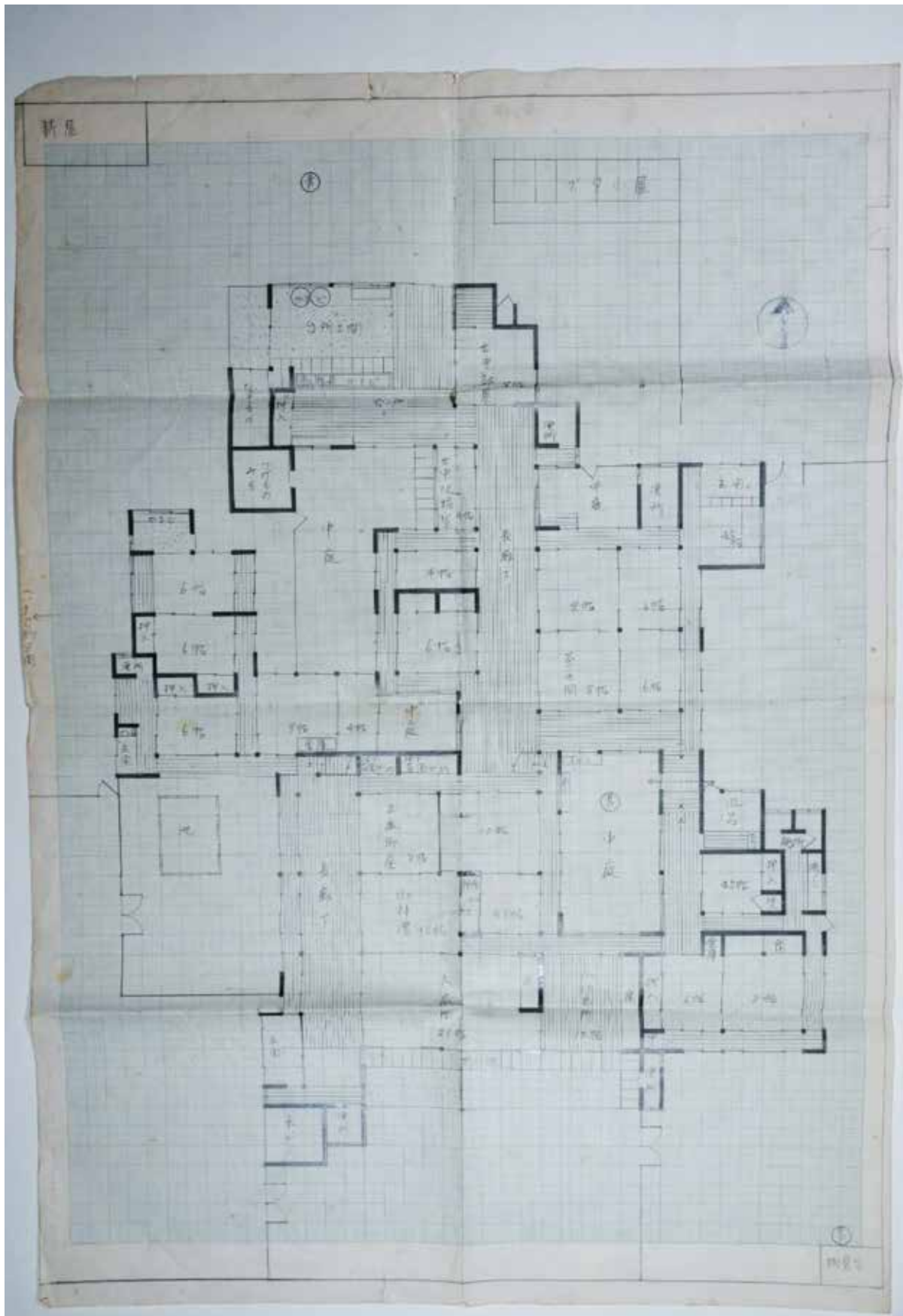
たぐち・めぐみ：那覇市歴史博物館
会計年度任用職員 古文書解説員
いらは・けんや：那覇市市民文化財課文化財グループ
会計年度任用職員文化財保護専任主事

表 1 宜野湾御殿関係資料目録

①宜野湾御殿に関する記録	
1	記録 尚琳家 同治 7（明治元年）～昭和 20 年
2	萬づ控帳 昭和 12 年頃～ 20 年頃
②宜野湾御殿の予算に関する記録	
3	明治三十九年度 歳入出予算書 尚琳家
4	明治四十二年度 歳入出予算書 男爵尚琳家
5	明治四十三年度 歳入出予算書 男爵尚琳家
6	昭和七年度 諸経費金受拂簿 会計係
7	昭和八年八月 勧銀支店ヨリ御借入金ニ関スル書類様式 尚琳家
8	昭和十四年度 御資本台帳
③宜野湾御殿の財産に関する証券通帳関係	
9	財産目録収入表封筒入り -1 御財産目録 昭和 16 年 -2 収入表 昭和 16 年 -3 沖縄興業銀行ニ関スル書類 -4 不動産
10	一冊綴り -1 甲種国債利子領収の書式 -2 甲種登録 昭和 2 年 -3 国債利子領収書 昭和 18 年
11	株式会社沖縄興業銀行株券封筒入り -1 出資証券 -2 貯蓄債券 -3 国債貯金通帳 -4 普通貯金通帳 -5 特別当座預金通帳 -6 こども銀行貯金通帳
④宜野湾御殿の邸宅の図面	
12	宜野湾御殿の邸宅図面

表 2 当主の経歴と家政職の任職

当主	当主の経歴	日付	家政職名	人名
		明治元年	尚寅御屋嘉	豊見山親雲上安春
		明治 3 年	尚寅お側遣	上間里之子正蕃
尚	明治 8 年尚寅宜野湾間切地頭職及び知行高 300 石			
	明治 8 年	尚寅御物大親	譜久村親雲上安品	
		尚寅御物筆者		
		尚寅庫理役人		
		尚寅仮庫理役		
		勘定人		
	明治 12 年 5 月 27 日尚寅廃藩置県により上様（尚泰）随行。			
	明治 12 年 5 月 27 日	上様御随行御屋嘉	豊見山親雲上	
		上様御随行御側遣	上間里之子	
		上様御随行御側遣	伊地子	
		外城	宮城	
	明治 18 年 6 月朔日上様、一時帰国につき尚寅一時帰国			
	明治 18 年 6 月朔日	御本手御物構加勢	山里子（朝由）	
	明治 19 年～ 23 年 6 月まで書面紛失			
	明治 23 年	大親	豊見山親雲上	
		大親足	松村親雲上（松村真信）	
		御本手方加勢	伊志嶺朝敦	
		大親足	勝連親雲上（勝連朝良）	
	明治 24 年 12 月 12 日尚琳出生			
	明治 25 年 6 月朔日	御本手方加勢	真玉橋子（朝寛）	
	明治 25 年 7 月	御付	伊志嶺子	
	明治 25 年 9 月	御本手方加勢足	渡口子（真陳）	
	明治 27 年 10 月	大親足	伊志嶺親雲上（朝常）	
明治 29 年 6 月 30 日尚寅特旨を以て華族に列せらる。従五位				
明治 30 年 3 月	大親足	勝連親雲上（勝連朝良）		
明治 30 年 11 月	大親足	島袋慶厚		
明治 30 年尚寅整理公債 7 千円を宮内省より御下賜				
明治 33 年 5 月		豊見山親雲上安春死去		
明治 34 年尚泰薨去により帰沖。首里赤平の閑居				
明治 35 年尚寅特旨を以て御昇位正五位。				
明治 36 年 12 月尚寅御世襲財産創設願御認可				
明治 37 年 3 月	大親	比屋根安栄		
明治 38 年 3 月 22 日尚寅ご逝去。従四位。				
明治 38 年 4 月 14 日家督相続尚琳。従五位。				
明治 39 年から大正 4 年まで記事は別冊記録。				
大正 6 年 12 月 26 日、尚琳御昇位正五位。				
尚琳	大正 8 年 1 月 2 日		伊志嶺朝敦死去	
	大正 9 年 2 月 22 日	給仕	宮城次郎	
	大正 9 年 3 月 6 日	事務員	嘉陽田朝盛	
	大正 9 年 3 月 31 日	事務員	渡口真陳病氣辞職	
	大正 9 年 4 月 10 日	事務員	安次富寛容辞職	
	大正 10 年 4 月 27 日	事務員	幸地良利	
大正 10 年 8 月 3 日 尚琳様首里市会一級議員にご当選				



1. 図面（宜野湾御殿の邸宅）